

令和5年3月30日

お客様各位

株式会社システムクレオ
事業統括本部
本部長 飯塚 治夫

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の特例措置について

拝啓 貴院、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省は、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和4年3月4日保医発0304第2号。以下、「基本通知」という。)及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和4年3月4日保医発0304第3号。以下、「特掲通知」という。)が告示され、令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の特例措置として保険証提示時の点数変更と、再診時(再診料・医学管理等・外来診療料)の算定を新設致しました。また、施設基準として、オンライン請求を行っていることが要件とされているところ、オンライン請求を行っていない保険医療機関がオンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨の届出を行った場合には、令和5年12月31日までの間に限り、この要件を満たすよう制限が緩和されました。

詳細につきましては添付資料をご参照下さい。

お忙しいところ恐れ入りますがご確認の程お願い申し上げます。

敬具

記

■添付資料

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

以上